

庁議(政策会議) 案件申込書

申込日 平成29年 11月 24日

案件名	子どもの貧困対策(子どもの居場所創設サポート事業)について							
所管	こども・若者未来	局 区	部	こども・若者支援	課 担当者	内線		
概要	<p>子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進することが求められており、本市においても、本年度内に、子どもの貧困対策取組方針を整備するべく、策定作業を進めているところである。</p> <p>本取組方針の策定に先行し、地域において、無料学習支援や子ども食堂などの活動を行う団体との連携を深めると共に、団体が活動しやすい環境づくりを進めるため、(仮称)「子どもの居場所創設サポート事業」の実施について諮るもの。</p>							
審議内容(論点)	子どもの居場所創設サポート事業の実施について							
実施計画の位置付け	あり	施策番号及び 実施計画事業名	施策5 青少年の健全育成	子ども・若者育成支援事業(子どもの貧困対策等の推進)				
審議(希望)日	関係課長会議	平成29年	10月	25日	政策調整会議	平成29年	11月	22日
	局・区経営会議	年	月	日	政策会議	平成29年	12月	4日
日程等調整事項	条例等の調整	なし	議会上程時期		報道への情報提供		なし	
	パブリックコメント	なし	時期	議会への情報提供		なし		
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報等の目的外利用等		なし			
検討経過等	関係部局名等		調整項目		調整状況			
	関係部局との調整		地域福祉課		事業内容、実施体制について		調整済	
	打合せ・会議の経過							
	月日	会議名等		内容				
	H29.6.26	子どもの貧困対策連絡調整会議		子どもの貧困対策の推進等について				
	H29.8.25	子どもの貧困対策連絡調整会議		子どもの貧困対策の推進等について				
	H29.10.13	関係課打合せ		地域福祉課及び社会福祉協議会との事務内容、実施体制の打合せ				
H29.10.20	子どもの貧困対策連絡調整会議		子どもの貧困対策の推進等について					
備考								
政策調整会議の結果等	原案を一部修正し 上部庁議へ付議する。(政策会議)							
これまでの庁議での主な意見	<p>【関係課長会議】 現在実施している無料学習支援は、ひとり親家庭限定なのか。 子どもの居場所づくりとして実施していたり、ある程度対象を限定していたりするなど、塾により異なる。 団体の状況のホームページ掲載などを通じて、活動を支援していくということか。 活動場所の候補となる施設や連携のために学校へ訪問した際に、市のホームページに掲載されていることで、活動がしやすい環境になると考えている。 「空白地域を埋める」とされているが、具体的な目標はあるのか。 団体の立ち上げを支援するものなので明確な目標は立てにくい、相模川沿いや津久井地域に空白地域があることを考慮して、事業実施していきたいと考えている。</p> <p>【事務事業調整会議】 空白地域を把握するために、マップを利用者にも活用できるものにできないか。 利用者にも分かりやすいよう、団体の活動が見えるようにする。</p> <p>【政策調整会議】 団体の活動場所の確保が問題なので、施設の提供をパッケージにした支援も検討してみてもどうか。 団体の自主的な取組に対して、市が関与していくのか。 団体は支援を行う上で、学校との連携をしたいと考えているので、連携の支援を行ってほしい。支援すべき団体であるかどうかは、きちんと見極めたいと考えている。 自主的に活動している団体に対して市がどのように関わるか、慎重に事業を実施してほしい。</p>							

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

ア 事業の概要

地域において、無料学習支援や子ども食堂など、子どもの貧困対策につながる取組が、地域住民が主体となって展開されている。

こうした地域の取組を支援し、地域主体の子どもの居場所づくりを推進するため、取組を始める際に必要な情報の提供や活動の周知、運営に関する相談など、団体が活動しやすい環境づくりを推進するもの。

また、当該事業の実施に当たっては市社会福祉協議会が自主事業として実施している「子ども健やか支援事業」との相乗効果を見込み、より効果的、効率的な運営が期待できる業務については、同協議会への委託も含めて実施するもの。

【主な業務内容】

(ア) 子どもの居場所に関する市民意識醸成

- ・無料学習支援や子ども食堂など子どもの居場所づくりに関するセミナーの開催

(イ) 子どもの居場所に関する総合相談窓口の開設

- ・受託者の事業所内に相談窓口を設置する
- ・新規開設等に係る問合せ、相談対応
- ・一般市民からの問合せ対応
- ・実施中の団体からの問合せ対応
- ・子どもの居場所づくりの支援制度等の周知
- ・各団体のチラシの配架

(ウ) 地域の子どもの居場所づくりに関連する取組情報の調査・収集

- ・無料学習支援、子ども食堂を運営する運営団体等との情報交換会の開催協力
- ・子どもの居場所マップの作成
- ・居場所が十分に行き届いていない地域の情報収集

イ 主な現状と課題

無料学習支援を行う団体：14箇所（緑区3 中央区7 南区4） H29.11.29時点

子ども食堂を行う団体：23箇所（緑区2 中央区11 南区10） H29.11.29時点

上記団体と本年度定期的に情報交換会を開催し、市政に関する意見等の聴取、運営上の課題等の共有を図っている。

現在、子どもの居場所づくりの取組は、地域住民の自主的な発意に基づくものであり、市内全域を俯瞰すると、地域によっては、十分に行き届いていない状況が散見される。

(2) 事業スケジュール

平成30年4月～	事業実施にむけた調整、準備
6月	社会福祉協議会との委託契約
6月～3月	各地区での居場所づくり支援のための事業実施
	事業実施3年経過後に効果検証を実施する。

(3) 事業経費・財源

5,000千円

(4) 財源確保の考え方

地域子供の未来応援交付金（補助率2分の1）を活用

(5) 事業実施の効果

- ア 地域の取組が充実し、市が実施する子どもの貧困対策に関わる施策との連携により、より多くの子どもの居場所が確保される。
- イ セミナー等、市民意識の醸成により、団体へのボランティアの参加人数が増える。
- ウ 社会福祉協議会が自主事業として運営している無料学習支援や子ども食堂への助成事業の「子ども健やか支援事業」との相乗効果が期待できる。
- エ 地区社会福祉協議会を通じて周知を図ることができるとともに、地域の情報を吸い上げやすくなり、地域における新たな取組につながる。
- オ ノウハウの蓄積・継承と、ボランティアセンターなど、独自のネットワークを活用した事業の継続的な発信ができる。

(6) 課題

地域における子どもの居場所の空白地域では、子どもの移動手段の確保や活動に携わる人材の数に問題があると思われる。このため、運営ノウハウや情報を提供する他にも、活動場所として公共施設の提供を検討するなど、この事業とは別に対策を検討する必要がある。

庁議(政策会議) 案件申込書

申込日 平成29年 11月 29日

案件名	アイススケート場の更新について																								
所管	教育	局 区	生涯学習	部	スポーツ	課	担当者		内線																
概要	銀河アリーナの運営に関する検討会提言(平成20年3月)、淵野辺公園における新たな体育施設の整備基本構想(平成28年3月)に基づき、老朽化が著しい銀河アリーナアイススケート場に替わる、通年利用が可能な新アイススケート場の更新に係る整備手法及び銀河アリーナの今後のあり方について諮るもの。																								
審議内容(論点)	アイススケート場の更新にかかる整備手法について 銀河アリーナの今後のあり方について																								
実施計画の位置付け	あり	施策番号及び 実施計画事業名		施策19 生涯スポーツの振興(淵野辺公園における新たな体育施設の整備)																					
審議(希望)日	関係課長会議	平成29年	10月	2日	政策調整会議	平成29年	11月	22日																	
	局・区経営会議	年	月	日	政策会議	平成29年	12月	4日																	
日程等調整事項	条例等の調整	なし	議会上程時期			報道への情報提供			なし																
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供		なし																		
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等			なし																			
検討経過等	関係部局との調整		関係部局名等		調整項目		調整状況																		
			財務省関東財務局横浜財務事務所		国有地の無償貸付地における民設民営及びPFI事業の可否		考え方について確認済																		
			公園課		新アイススケート場の敷地選定		調整中																		
			建築・住まい政策課、都市計画課		建築基準法第48条のただし書による特定行政庁の許可		調整中																		
			経営監理課		大規模事業評価等の手続き		調整中																		
	打合せ・会議の経過																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>月日</th> <th>会議名等</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19.7.17~ H20.3.28</td> <td>銀河アリーナの運営に関する検討会</td> <td>淵野辺公園銀河アリーナの新たな運営のあり方について(アイススケート場の通年化が最もふさわしいとの提言)</td> </tr> <tr> <td>H26.12.15~ H28.2.23</td> <td>総合体育施設等検討委員会作業部会</td> <td>淵野辺公園における新たな体育施設の整備基本構想の策定について(全8回)</td> </tr> <tr> <td>H26.12.25~ H28.2.23</td> <td>総合体育施設等検討委員会</td> <td>淵野辺公園における新たな体育施設の整備基本構想の策定について(全8回)</td> </tr> <tr> <td>H27.4.23</td> <td>体育協会・スケート協会ヒアリング</td> <td>活動内容、主催大会等の規模、既存施設の課題、新たな施設の利用希望、施設整備に向けた要望等</td> </tr> </tbody> </table>											月日	会議名等	内容	H19.7.17~ H20.3.28	銀河アリーナの運営に関する検討会	淵野辺公園銀河アリーナの新たな運営のあり方について(アイススケート場の通年化が最もふさわしいとの提言)	H26.12.15~ H28.2.23	総合体育施設等検討委員会作業部会	淵野辺公園における新たな体育施設の整備基本構想の策定について(全8回)	H26.12.25~ H28.2.23	総合体育施設等検討委員会	淵野辺公園における新たな体育施設の整備基本構想の策定について(全8回)	H27.4.23	体育協会・スケート協会ヒアリング	活動内容、主催大会等の規模、既存施設の課題、新たな施設の利用希望、施設整備に向けた要望等
月日	会議名等	内容																							
H19.7.17~ H20.3.28	銀河アリーナの運営に関する検討会	淵野辺公園銀河アリーナの新たな運営のあり方について(アイススケート場の通年化が最もふさわしいとの提言)																							
H26.12.15~ H28.2.23	総合体育施設等検討委員会作業部会	淵野辺公園における新たな体育施設の整備基本構想の策定について(全8回)																							
H26.12.25~ H28.2.23	総合体育施設等検討委員会	淵野辺公園における新たな体育施設の整備基本構想の策定について(全8回)																							
H27.4.23	体育協会・スケート協会ヒアリング	活動内容、主催大会等の規模、既存施設の課題、新たな施設の利用希望、施設整備に向けた要望等																							
備考																									
政策調整会議の結果等	原案を一部修正し 上部庁議へ付議する。(政策会議)																								
これまでの庁議での主な意見	<p>【関係課長会議・事務事業調整会議・政策調整会議】</p> <p>並行して民設民営の可能性も視野に入れて検討を進めてほしい。</p> <p>現在の指定管理料の範囲内での事業化や局の中での財源確保を検討するとともに、交付税措置の対象となる起債の充当が可能か、検討してもらいたい。</p> <p>国有地の無償貸付地における民設民営については、収支状況により可能性があるのではないかと。他市において民間コインパーキングを設置した際に会計検査院から指摘を受けた例があるため、民設民営の場合、有償貸付となる可能性が高い。PFI事業であれば、現在の解釈上、無償貸付の可能性が高いとの説明を受けている。</p> <p>現在の設備のまま供用を継続することはできないのか。</p> <p>設備の老朽化や、昨年度のフロンガス漏洩による臭からの改善指導があり、今後同様の事例が生じた場合は営業停止となるおそれも否定できず見通しが示せないため、供用継続は難しいと判断している。</p> <p>厳しい財政状況の中で財源をどのように確保するかという課題があり、施設の廃止や新アイススケート場整備の延期も含めた検討が必要ではないかと。</p> <p>厳しい財政状況ではあるものの、施設の複合化や多機能化等による市民サービスの維持をまず検討する必要がある。</p> <p>平成34年度以降の銀河アリーナのあり方については改めて検討が必要と考える。</p>																								

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

銀河アリーナアイススケート場は、県内唯一の公共アイススケート場として、市内外の多くの利用者を集めるほか、学校教育の場でも活用されている。また、日本スケート連盟の特別強化協力拠点としてオリンピックの輩出実績もあるなど、本市のスポーツ振興の拠点施設の一つとして重要な役割を担っており必要不可欠な施設である。

平成28年3月に策定した「淵野辺公園における新たな体育施設の整備基本構想」においては、淵野辺公園及びキャンプ淵野辺留保地西側に総合体育施設を新設し、アイススケート場を周年利用が可能な施設として更新することとなっていたが、後者については平成32年1月に冷媒ガスとして使用しているフロンガスの生産が禁止されることに加え、設置後27年を超え、設備機器等の老朽化が著しく、供用継続に影響を及ぼしかねない故障等が頻発し、喫緊の対応が求められている。

こうしたことから、アイススケート場の更新を先行して進めることとし、銀河アリーナが担っている公園管理事務所など必要な機能については、空調設備の更新等最低限の改修を行ったうえで、当面の間、維持することとする。なお、新アイススケート場が更新されるまでの間、銀河アリーナは仮設の冷凍機により季節供用(10月～5月)のアイススケート場として維持する。

(2) 新アイススケート場の事業手法について

「淵野辺公園における新たな体育施設の整備基本構想」における検討結果

総合体育施設、周年利用のアイススケート場を新設する。段階的に整備する場合は、アイススケート場の整備を優先し、整備予定地は現在の淵野辺公園の区域内を含め検討する。

なお、銀河アリーナは両施設が整備された後、廃止する。

新アイススケート場の整備・運営手法については、民設民営方式を基本として検討する。

整備運営手法の検討結果

(a) 民設民営方式

〔財務省〕国有地の無償貸付地で民設民営を行うことは「当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合には行うことができない」という国有財産法の趣旨に沿わない。

〔民間事業者〕複数事業者からは、いずれも『採算が見込めない』との回答。

(b) PFI方式(BTO)

「相模原市PPP/PFI手法導入優先的検討方針」に基づく簡易な検討評価を実施

事業期間20年、割引率2.6%、起債75%充当を前提としてVFMは31.4%(9.3億円)
整備運営手法については、引き続き民設民営方式の可能性も並行して検討していく。

(3) 銀河アリーナのあり方について

* 新アイススケート場が更新されるまでの間、仮設の冷凍機により季節供用のアイススケート場として維持する。

* 銀河アリーナのあり方については別途検討するが、公園管理事務所等必要な機能は当面維持する。

なお、水泳プールについては平成30年度をもって廃止する。

平成31年度に空調設備の改修が必要。

(4) 事業スケジュール

	新アイススケート場整備	銀河アリーナ運営等
H30年度	大規模事業評価 基本計画策定(PC) PFI導入可能性調査(~H31.5)	指定管理者の募集
H31年度	PFI導入可能性調査 事業者選定業務委託発注 実施方針の策定、特定事業の選定	空調設備の改修(年度当初) アイススケート場の季節供用(仮設) 水泳プールの廃止
H32年度	入札公告、審査、落札者決定 基本協定等、特定事業契約の契約	アイススケート場の季節供用(仮設)
H33年度	設計・施工等 設置条例の制定、指定管理者の指定	アイススケート場の季節供用(仮設)
H34年度	設計・施工等 供用開始(7月頃の見込み)	(銀河アリーナのあり方を別途検討)

(5) 事業経費・財源

【新アイススケート場更新】民間資金、スポーツ振興くじ助成金(2,000万円)

《事業期間中の単年度の支出見込み》	サービス購入料	1,595万円	(一般財源)
建設費に起債した場合	市債償還	1億1,294万円	(公債費)

【銀河アリーナ運営等】一般財源

銀河アリーナの運営の合理化によりランニングコストを削減し
(約5,420万円)、仮設冷凍機のレンタル費用を補う。

(6) 事業実施の効果

多様なニーズに応えたスポーツ環境の充実
スポーツ振興によるまちづくりの推進

スポーツへの参画機会の充実
施設の再整備費及び維持管理費の合理化

庁議(政策会議) 案件申込書

申込日 平成29年 11月 29日

案件名	学力の保障に対する取組について									
所管	教育	局 区	学校教育	部	学校教育	課	担当者		内線	
概要	次世代の担い手である子どもたちが自分の人生を切り開き、社会で自立していくために、確かな学力、豊かな心、健やかな体という知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身につけることが極めて重要である。 本市では、「確かな学力」の定着が課題であるため、学校における授業内の児童への支援や補習学習の支援の取組を実施することについて諮るもの。									
審議内容 (論点)	学力保障に向けた取組について 平成29年度からの先行取組について									
実施計画の 位置付け	なし	施策番号及び 実施計画事業名								
審議(希望)日	関係課長会議	平成29年	10月	23日	政策調整会議	平成29年	11月	22日		
	局・区経営会議	年	月	日	政策会議	平成29年	12月	4日		
日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会上程時期			報道への情報提供			資料提供	
	パブリックコメント	なし	時期			議会への情報提供			資料提供	
	審議会等、協議 会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等			なし				
検討経過等	関係部局との 調整	関係部局名等			調整項目			調整状況		
		こども・若者未来局			子どもの貧困対策について			調整済		
	打合せ・会議の経過									
	月日	会議名等			内容					
備考										
政策調整会議 の結果等	原案を一部修正し 上部庁議へ付議する。 (政策会議)									
これまでの 庁議での 主な意見	<p>【関係課長会議・事務事業調整会議】 全国学力・学習状況調査で順位が上がっている傾向にあると思うが、どのような取組をしているのか。 プリントなどの家庭学習の充実や補習学習などの取組を行っている。 学習支援員はどのような支援をするのか。 学級担任が授業を行っている間に、つまづきが見られる児童を支援するチームティーチングを行う。 学習支援員はどの程度配置するのか。また、どのような人材を配置するのか。 30校、30人程度を予定している。学習支援員は教員の免許を有する者及びそれに準ずる者を予定している。 家庭学習は重要であると考えているが、どのように考えているのか。 児童生徒の学習意欲や保護者の理解、協力が重要であると考えているので、指導主事が学校に出向き、保護者を含めた 出前授業を行っている。 学校での取組をどのように行っていくのか。 先行取組の基本的な学力の定着は、小学校長会からの申し出であり、授業研究などで取組を進める。 学校、家庭、地域の連携、協力が課題であると思うが、どのように考えているか。 学習支援だけでなく、子どもの居場所作りなどで重要なものと考えており、連携の方策について検討したい。</p> <p>【政策調整会議】 学力保障の取組について、学校はどのような意見があるのか。 校長会等でそれぞれの取組について説明し、意見を聞いて反映している。 全国学力・学習状況調査の結果を受け、学校側はどのような認識をしているのか。 今回の結果を受け、学校も重く受け止めており、授業改善や繰り返し学習に取り組む予定である。 集中プログラムの4年間が終わった後の中長期的な取組を検討していただきたい。 学力保障の取組は、幼児教育や家庭との連携も重要であり、今後、連携方策等を検討する必要がある。 本市の取組として効果的なものになるよう、本市の状況の詳細な分析も引き続き進めていただきたい。</p>									

事案の具体的な内容

1 事案の概要

次世代の担い手である子どもたちが自分の人生を切り開き、社会で自立していくために、確かな学力、豊かな心、健やかな体という知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身につけることが極めて重要である。

本市では、「確かな学力」の定着が課題であるため、学校における授業内の児童への支援や補習学習の支援の取組を実施することについて諮るもの。

2 課題

本市の全国学力・学習状況調査の結果状況は、全国の平均正答率と比較すると低い状況であり、小学校の結果は、全国との差が大きく、基礎的・基本的な知識・技術の習得に課題がある。

また、生活習慣についても、スマートフォン等の利用時間が長い児童生徒が増えており、家庭学習習慣にも課題が見られる。

3 他の自治体の取組

(1) 上位の自治体(秋田県)の状況

算数・数学において、チームティーチングを行っている割合が多く、独自の学習状況調査を実施し、学習指導改善に努めている。

(2) 先行自治体(足立区)の取組

次世代を担う子どもの貧困対策が進められており、子どもの基礎学力の定着にも着実な成果がある。

4 取組の考え方

全国との平均正答率の差が大きい小学校を重点に4年間の集中プログラムを実施する。

5 取組(集中プログラム)

(1) 学習支援員の配置 【予算要求額：30,699千円】

小学校3年に教室内での個別支援、教室外での個別支援を行う学習支援員を配置

(2) 小学校の補習学習 【予算要求額：21,540千円】

小学校の放課後の教室で3、4年生を対象に民間事業者(学習塾等)を活用した補習学習を実施

(3) 中学校の補習学習 【予算要求額：4,500千円】

中学校のパソコンルームを活用した教員OBや教員をめざす大学生等が支援する補習学習を実施

(4) 集中プログラムの検証

集中プログラムの効果を測定する学力調査を実施 【予算要求額：4,080千円】

有識者を交えた取組の検証 【予算額要求額：160千円】

6 その他の取組

(1) 基本的な生活習慣の確立に向けた取組の充実

基礎的な生活習慣を確立し、家庭学習の習慣を身に付ける取組を推進する。

(2) 学校、家庭、地域の連携、協力の推進に向けた取組の充実

学校、家庭、地域が連携して児童・生徒の生活、学習を支援する仕組みを検討する。

7 平成29年度からの先行取組

(1) 小学校の学力の定着に向けた取組

基礎的、基本的な学力の定着を図る調査、繰り返し学習の実施や授業改善を実施する。

(2) 中学校の補習学習の取組

中学校の補習学習を先行して実施する。

8 事業スケジュール

平成29年 11月 小学校の学力の定着に向けた取組

12月 中学校の補習学習の先行実施

集中プログラム実施校の調整

平成30年 4月 学習支援員の配置

5月 中学校の補習学習を実施

6月 小学校の補習学習を実施

9 財源について

「小学校及び中学校の補習学習の充実」と「集中プログラムの検証」の効果を測定する学力調査は、「ひとり親家庭の自立支援施策と子どもの貧困対策・学力保障の取組」の中で実施する。

庁議(政策会議) 案件申込書

申込日 平成29年 11月 29日

案件名	学習指導要領(小学校)の改訂に伴う英語教育の対応について									
所管	教育	局 区	学校教育	部	学校教育	課	担当者		内線	
概要	<p>学習指導要領の改訂に伴い、小学校3・4年生に新たに外国語活動が追加され、小学校5・6年生は、外国語活動が外国語の教科となり、授業時数も増加している。</p> <p>小学校の外国語活動及び外国語科は、「聞くこと」、「話すこと」を中心に授業を行って評価することから、授業時数の増加に伴い、ALTを増員することについて諮るもの。</p> <p>また、新たに外国語が教科になることから、小学校学級担任が英語を指導する専門性を身に付けるため、カリキュラムの作成や指導方法を助言、支援する(仮称)英語教育コーディネーターを配置することについて諮るもの。</p>									
審議内容(論点)	<p>ALT(外国人英語指導助手)の増員について</p> <p>(仮称)英語教育コーディネーターの配置について</p>									
実施計画の位置付け	あり	施策番号及び 実施計画事業名	施策16 学校教育の充実 外国人英語指導助手活用事業							
審議(希望)日	関係課長会議	平成29年	10月	5日	政策調整会議	平成29年	11月	22日		
	局・区経営会議	年	月	日	政策会議	平成29年	12月	4日		
日程等調整事項	条例等の調整	なし	議会上程時期			報道への情報提供			なし	
	パブリックコメント	なし	時期			議会への情報提供			なし	
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等			なし				
検討経過等	関係部局名等		調整項目				調整状況			
	関係部局との調整									
	打合せ・会議の経過									
	月日	会議名等				内容				
	H28.6.21～H29.9.5	英語教育検討委員会				英語教育のめざす姿及び具体的施策の検討				
備考										
政策調整会議の結果等	原案を		上部庁議へ付議する。				(政策会議)			
これまでの庁議での主な意見	<p>【関係課長会議・事務事業調整会議】</p> <p>ALTの配置方法及びその違いは何か。</p> <p>直接任用や外国青年招致事業(JET)による任用、民間の委託や派遣、地域人材の活用などの方法がある。派遣はALTの能力を一定以上確保できるので、英語教育の効果は大きい。JETでの招致は高い割合の交付税措置があるので財政的なメリットはあるが、質に課題があると考えている。</p> <p>他市の配置状況はどうか。</p> <p>配置方法は様々であるが、JETは8自治体程度であり、派遣や地域人材の活用などを組み合わせているところもある。配置時数は、本市と同水準のところが多い。</p> <p>中学の退職英語教員をALTとして任用することはできないのか。</p> <p>中学校英語と小学校で教える英語とでは指導方法が異なるので難しいと考えている。また、英語の再任用職員は少ないので、人材確保が難しいと認識している。</p> <p>コーディネーターはどのような人になるのか。また、どのようなことを行うのか。</p> <p>小学校英語指導の検定資格を有する程度の人材であり、配置は4人を考えている。授業を見て、指導方法や教材、ALTの活用方法などについて、助言や支援、模擬授業などを行う。</p> <p>学力保障の取組の全体像を踏まえながら、その中で優先順位を持って取り組んでもらいたい。</p> <p>【政策調整会議】</p> <p>財政措置のあるJETによるALTの質の向上について、国へ要望する必要があるのではないか。</p> <p>コーディネータの役割をALTが兼務することはできないのか。</p> <p>日本の教育課程などを熟知した上で教材なども含めた授業の質向上を図る必要があり、ALTと共に取り組むコーディネータが必要であると考えている。</p>									

事案の具体的な内容

1. 事案の概要

学習指導要領の改訂に伴い、小学校3・4年生に新たに外国語活動が追加され、小学校5・6年生は、外国語活動が外国語の教科となり、授業時数も増加している。

小学校の外国語活動及び外国語科は、「聞くこと」、「話すこと」を中心に、授業を行い、評価することから、授業時数の増加に伴い、ALTを増員することについて諮るもの。

また、新たに外国語が教科になることから、小学校学級担任が英語を指導する専門性を身に付けるため、カリキュラムの作成や指導方法を助言・支援する(仮称)英語教育コーディネーターを配置することについて諮るもの。

2. 学習指導要領の改訂内容

(1) 小学校外国語教育の充実(全面実施 平成32年度)

中学年(小学校3・4年生)

新たに外国語活動を追加して年間35時間の授業を行う。

「聞くこと」、「話すこと(やり取り)」、「話すこと(発表)」の三つの領域別に設定する目標の実現を目指した指導を通じて、自分の考えや気持ちなどを伝えあう力の素地を養うことの資質・能力を育成する。

高学年(小学校5・6年生)

現在の外国語活動が外国語の教科となり、35時間を増加し、年間70時間の授業を行い評価する。

「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと(やり取り)」、「話すこと(発表)」、「書くこと」の五つの領域別に設定する目標の実現を目指した指導を通じて、自分の考えや気持ちなどを伝えあうことができる基礎的な力を養うことの資質・能力を育成する。

(2) 移行期間の対応(平成30・31年度)

全面実施までの移行期間は、年間15時間以上を増加して事業を実施

中学年・・・15時間以上 高学年・・・50時間以上(現行35時間)

3. 小学校英語教育の課題

(1) アンケート結果等

外国主任等のアンケート結果等から学級担任の英語力、英語教育の指導方法の充実に課題がある。

(2) 履修課程

現在の小学校の教員は、大学の教職課程において、英語教育関係科目の履修が必須でない。

4. ALTの増員

現行の小学校5・6年生の配置率(約50%)を維持し、各学年で年間35時間の授業時数の増加に対応するため、ALTを増員する。

<29年度まで>39人、 <30年度>51人(12人増)、 <31年度>62人(11人増)

5. ALT配置の目的とその効果

ネイティブスピーカーによる指導体制を充実し、様々な外国の異文化に触れる機会の保障や英語を使うコミュニケーションの場を提供する。

このことにより、児童・生徒の英語力の向上、英語を使ったコミュニケーションを図ろうとする態度の育成、異文化や自国の文化、英語学習等への興味、関心の向上を図ることやALTを活用した適切な学習評価を実施する。

6. (仮称)英語教育コーディネーターの配置

小学校学級担任の英語指導力の充実に向け、(仮称)英語教育コーディネーターを配置し、電子教材や音声教材などを活用した指導方法やパフォーマンス評価の方法等を助言・支援し、3年間で指導力の水準の確保向上を図る。(月に1回程度:4人配置)

7. 事業スケジュール

平成30年4月 ALTを51人配置(前年度比12人増)
(仮称)英語教育コーディネーターの配置開始

平成31年4月 ALTを62人配置(前年度比11人増)

8. 事業経費・財源

ALT:212,332千円(51,511千円増(H29比較))

コーディネーター:25,056千円

ALT配置に係る財源措置を国へ要望

第8回 政策会議 議事録

平成29年12月4日

1 子どもの貧困対策（子どもの居場所創設サポート事業）について

（説明者：こども・若者未来局次長）

（1）主な意見等

子どもの居場所について、市内全域で空白地域を減らしていくことを目的としているのか。地域での様々な活動がある中、市としての方針を示す必要があるのではないか。

現在、ボランティアなどによる活動が行われているが、まだ新しい取組であり、市内全域で行われるまでには時間を要すると考えている。セミナーを開催し事業の立ち上げに関するノウハウを提供するほか、学校との連携支援など、団体が活動しやすい環境づくりを進めていきたい。また、教育、学力保障の取組とも連携して進めたい。

社会福祉協議会に委託する理由は、

既に団体への助成を行っていることや団体等からの事業の立ち上げに関する相談などの経験があり、より効果的、効率的な運営が可能と考えている。

今後、学校との情報共有を図りながら、より効果的な事業手法を検討していきたい。

（2）結果

原案のとおり承認する。

（3）特記事項

なし

2 アイススケート場の更新について

（説明者：生涯学習部長）

（1）主な意見等

財政状況が厳しい中、アイススケート場を維持することを前提として考えるべきではない。事業を一旦凍結することも検討すべきと思う。

政策決定されている事業を根本的に見直すのであれば、今回のアイススケート場の事業だけでなく、他の事業も含めた総合的な視点の中で、どの事業を優先すべきか判断していく必要がある。

銀河アリーナは、長年、広く市民に親しまれ、市外からの利用も多く、年間14

万人もの利用がある。学校教育でも小学校スケート教室で利用されているほか、日本を代表する選手の練習拠点になっており、スポーツ振興の視点からも重要な施設であり、存続させていくべき施設であると思う。

銀河アリーナについては存続させてもらいたい施設だが、財政状況も厳しい。1シーズン14万人を超える利用がある施設なので、料金設定も現行にとらわれないで、民設民営の可能性を引き続き検討してもらいたい。

新アイススケート場の予定地は国有地の無償貸付を受けている区域であるので、民設民営方式で整備すると、有償貸付となり貸付料相当分のコストがかかるため、民間事業者は参加しにくい現状がある。

民設民営方式について、実現の可能性や可能となる条件についてさらに精査してほしい。民設民営が困難となった場合は、PFI方式により事業を実施するか否かを検討することになるので、詳細な検討評価を行い、判断できるようにしてほしい。

民設民営等により新アイススケート場が整備されるまでの間の対応については、可能であれば仮設冷凍機により現在の供用を維持する対応でよいと思う。

(2) 結果

民設民営方式の検討を行うことを基本とした上で、原案を承認する。

(3) 特記事項

調査結果を踏まえ改めて庁議に諮ること。

3 学力の保障に対する取組について

(説明者：学校教育部長)

(1) 主な意見等

他自治体での取組状況は。

足立区においては、首長部局と教育委員会が連携して学力保障の取組を実施しており、実績を上げている。

学習支援員の配置や補習学習の実施について、対象となる学校数は。

学習支援員にあっては小学校30校に配置し、補習学習にあっては小学校12校及び中学校10校で実施したいと考えている。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

(3) 特記事項

なし

4 学習指導要領（小学校）の改訂に伴う英語教育の対応について

（説明者：学校教育部長）

（1）主な意見等

（仮称）英語教育コーディネーターは、非常勤特別職として配置するのか。
労働者派遣により配置する予定である。

（2）結果

原案のとおり承認する。

（3）特記事項

なし

以上